

◆ 一般事務職の試験とは別に、次の町で専門職員の採用予定があります。  
この試験の詳細については、試験実施町に直接お問い合わせください。

採用予定町	職 種	受 験 資 格
由 仁 町	土 木 技 術 職	昭和51年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、次の①又は②の要件を満たす者 ①浄化槽法第10条第2項に規定する技術管理者の資格を有する者 ②学校教育法による高等学校以上を卒業し、土木に関係の深い科目を履修した者又は民間企業等において土木工事に関する業務に携わった経験のある者
	建 築 技 術 職	昭和56年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、次の①又は②の要件を満たす者 ①1級建築士の資格を有する者又は2級建築士の資格を有し、1級建築士の資格を取得する意欲のある者 ②学校教育法による高等学校以上を卒業し、建築に関係の深い科目を履修した者又は建築実務の経験を有する者
	保 健 師	平成11年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者または令和9年3月31日までに資格取得見込みの者
栗 山 町	一 般 行 政 職 ( 土 木 技 師 )	昭和57年 4 月 2 日 以 降 に 生 ま れ た 者 で 、 次 の い ず れ か に 該 当 す る 者 ・学校教育法で定める高等学校、高等専門学校、大学にて土木に関する専門課程を修め、卒業した者又は令和9年3月31日までに卒業見込みの者 ・民間企業、団体、国、地方公共団体において、土木に関する実務経験が通算3年以上ある者
月 形 町	土 木 技 術 職	平成3年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ア 1又は2級土木施工管理技士資格を有する者 イ 土木関係の設計、施工監理等において実務経験3年以上有する者 ウ 学校教育法による高等学校以上の学校で土木学科又はこれに類する学科を履修し卒業した者
	建 築 技 術 職	平成3年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ア 1又は2級建築施工管理技士資格を有する者 イ 建築関係の設計、施工監理等において実務経験3年以上有する方者 ウ 学校教育法による高等学校以上の学校で建築学科又はこれに類する学科を履修し卒業した者
新十津川町	建 築 技 術 職 ( 技 師 )	平成2年4月2日以降に生まれた者で、高等学校以上の学歴を有し、民間企業等(国及び地方公共団体を含む。)において正規社員としての建築に関する実務経験年数が3年以上ある者、又は高等学校以上において建築技術の専門科目を履修し卒業した者、若しくは令和9年3月31日までに卒業見込みの者

採用予定町	職 種	受 験 資 格
秩 父 別 町	建 築 技 師	平成3年4月2日以降に生まれた者で、1級若しくは2級建築士資格を有している者又は学校教育法による大学、短期大学等又は高等学校で建築に関する専門の課程を修了(見込含む)した者のうち建築士資格取得の意思のある者
	土 木 技 師	平成3年4月2日以降に生まれた者で、1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有している者又は学校教育法による大学、短期大学等又は高等学校で土木に関する専門の課程を修了(見込含む)した者
	保 健 師	平成3年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有している者又は令和9年3月31日までに同資格を取得する見込みの者
北 竜 町	建 築 技 術 職	1級建築士又は2級建築士の資格を有する者で、年齢が概ね40歳以下の者、又は2級建築士の受験資格を有する者で、年齢が概ね35歳以下の者
	介 護 職	介護福祉士の資格を有する者、又は令和9年3月31日までに取得見込みの者で概ね35歳以下の者
沼 田 町	保 健 師	保健師国家資格の資格を有する者、又は令和9年3月31日までに取得見込みの者で、年齢が概ね30歳以下の者
	介 護 職 員	介護福祉士の資格を有する者、又は令和9年3月31日までに取得見込みの者で、年齢が概ね30歳以下の者
	土 木 技 術 職	次のア・イいずれかに該当する者 ア 土木に関する実務(設計・施工)経験が概ね3年以上あり、2級土木施工管理技士以上の資格を有している、年齢が概ね40歳以下の者 イ 平成10年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学又は短期大学、専修学校の専門課程(修業年限2年以上)、高等専門学校若しくは高等学校を卒業または令和9年3月31日までに卒業見込みで、土木に関する専門課程を履修された者